

議第 1515号

七尾都市計画道路の変更（石川県決定）

1. 都市計画道路中 3・2・1号外環状線、3・3・1号七尾金沢線、3・4・3号川原松百線、3・4・4号臨港線、3・4・6号大田川原線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中 3・4・5号環状線、3・4・7号三島藤橋線、3・4・8号矢田小島線、3・4・11号小島線、3・4・13号大田新線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・1	外環状線	七尾市大田町参部	七尾市津向町打越部	万行町矢田町古府町国分町小島町	約 8,930m	地表式	4車線	32m (12~32m)	幹線街路七尾金沢線と立体交差 幹線街路と平面交差9箇所 JR七尾線と立体交差2箇所	
	車線の数の内訳		4車線			約 5,460m					
			2車線			約 3,470m					
	3・3・1	七尾金沢線	七尾市湊町2丁目	七尾市下町口部	川原町古府町国分町八幡町	約 4,880m	地表式	4車線	28m (12~28m)	自動車専用道路能越自動車道線、幹線街路外環状線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
	車線の数の内訳		4車線			約 4,300m					
			2車線			約 580m					
3・4・3	川原松百線	七尾市川原町	七尾市松百町ト部	袖ヶ江町馬出町小島町	約 3,210m	地表式	2車線	18m (10.5~18m)	幹線街路外環状線と立体交差 幹線街路と平面交差10箇所		
3・4・4	臨港線	七尾市矢田新町ハ部	七尾市津向町ト部	湊町府中町三島町寿町・桜町小島町つつじが浜なぎの浦	約 2,410m	地表式	2車線	18m (11.5~18m)	幹線街路と平面交差6箇所		
3・4・6	大田川原線	七尾市大田町12部	七尾市川原町	佐味町矢田新町山王町	約 4,960m	地表式	2車線	15m (15~18m)	幹線街路と平面交差7箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

現在、七尾市七尾地区には都市計画道路が 27 路線存在し、総延長は約 63 kmである。そのうち約 27% (約 17 km) が整備済み、約 5% (約 3 km) が概成済み、約 38% (約 24 km) が事業中である。一方、未着手区間が存在する路線は 16 路線あり、その総延長は全路線の総延長の約 30% (約 19 km) (H22 末時点)である。

今回、七尾地区において、近年の社会情勢やまちづくりの方向性の変化に伴い、今後の道路整備を効率的かつ効果的に進めるため、交通処理や防災機能などの観点から検証した結果、17 路線、約 20.5 kmについて見直しを行うものである。そのうち、県道区間等を有する 10 路線、約 16.2km について変更を行いたい。

具体的には、3・2・1 号外環状線については、国分町地内から津向町地内において、新たに計画される(都)能越自動車道線が近接し将来交通量が減少することや、当該区間が丘陵地を通過し沿道土地利用が見込めないことから、車道、路肩、自転車歩行者道を縮小し、総幅員を 32mから 12m及び 17m に変更する。合わせて、全線における車線数を決定する。

3・3・1 号七尾金沢線については、湊町地内から川原町地内において、将来交通推計の結果、2 車線での交通処理が可能であることや、計画道路が密集市街地を通過することによるまちなみやコミュニティの喪失が懸念されることから、車道、路肩、自転車歩行者道を縮小し、総幅員を 33mから 12mに変更する。また、川原町地内から古府町地内において、現況の歩行者自転車交通量や沿線商業施設の大型車の停車需要が少ないことから、自転車歩行者道、停車帯等を縮小し、総幅員を 33mから 28mに変更する。

3・4・3 号川原松百線については、津向町地内から松百町地内において、道路南側が鉄道敷と並行し土地利用が見込めないことや、道路北側は停車帯の利用を伴う沿道施設の立地が見込めないことから、路肩、自転車歩行者道を縮小し、総幅員を 18mから 10.5mに変更する。

3・4・4 号臨港線については、矢田新町地内から府中町地内において、計画道路と同程度の幅員を有する現道が並行していることから、現道に合わせた線形に変更するとともに、沿道に大型車の停車が見込めない一部区間について路肩を縮小し、総幅員を 18mから 11.5mに変更する。また、小島町地内において、沿道に大型車の停車需要が少ないことから路肩を縮小し、総幅員を 18mから 15mに変更するとともに、一部区間で計画道路に並行する市道が歩道機能を代替していることから、本路線の片側の歩道を削除する。合わせて、全線における車線数を決定する。

3・4・5 環状線、3・4・7 号三島藤橋線については、周辺に代替えとなる既存道路及び計画道路が存在することや、鉄道を横断するため周辺地域への影響が大きく、コミュニティの喪失が懸念されることから廃止する。

3・4・6 号大田川原線については、大田町地内から矢田新町地内において、停車帯の利用を伴う沿道施設の立地が見込めないことから、路肩を縮小し総幅員を 18mから 15mに変更する。

3・4・8 号矢田小島線については、周辺に代替えとなる既存道路及び計画道路が存在することや、計画道路にかかる移転物件が多く、コミュニティの喪失が懸念されることから廃止する。

3・4・11 号小島線、3・4・13 号大田新線については、周辺に代替えとなる既存道路及び計画道路が存在するため廃止する。